

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士 国立情報学研究所 客員教授

ドローン関連事件をうけて小型無人機等飛行禁止法が制定された。年金機構の情報流出をふまえてサイバーセキュリティ基本法が、個人情報保護法改正をふまえて行政機関個人情報保護法等が改正された。情報通信環境の変化に対応して銀行法、割賦販売法も改正された。

2016年春の通常国会（第190回国会）では、重要なインターネット関連法案が可決成立した。その一覧は、資料5-1-1のとおりである。以下、成立した個々の法案について、成立日の順に説明する。

資料5-1-1 関連法律の全体動向

法令（成立日順）	成立日	公布日
小型無人機等飛行禁止法	2016年3月17日	同年3月18日
サイバーセキュリティ基本法（改正）	同年4月15日	同年4月22日
情報処理の促進に関する法律（改正）	同上	同上
行政機関個人情報保護法（改正）	同年5月20日	同年5月27日
独立行政法人等個人情報保護法（改正）	同上	同上
銀行法（改正）	同年5月25日	同年6月3日
割賦販売法（改正）	同年12月2日	同年12月9日

出典：筆者が作成

■小型無人機等飛行禁止法

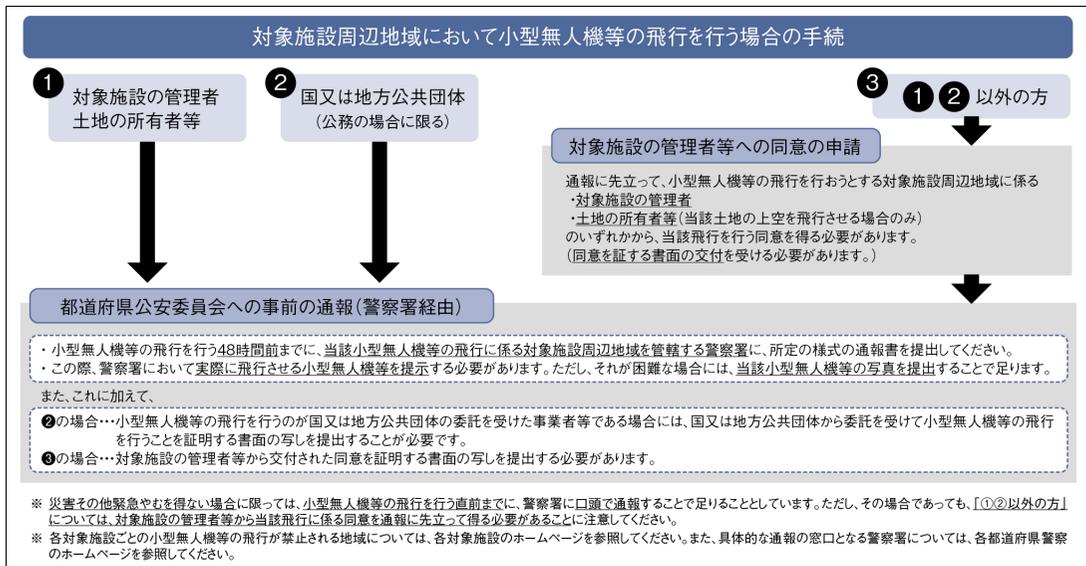
正式名称を「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」という。

首相官邸にドローンが落下している事件が2015年4月に発覚し、その直後に元自衛官の男が福井県警に自首した。他にもドローン関係の事件が複数発生した。これを契機にドローンの法整備が議論され、同年9月11日公布の改正航空法でドローン等の小型無人機の飛行ルールが設けられて

いた。

さらに、今回制定された本法では、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域（対象施設周辺地域）の上空における小型無人機等の飛行」が原則禁止され、所定の手続を経なければ飛ばせないこととなった。対象施設周辺地域とは、対象施設の敷地または区域およびその周囲おおむね300メートルの地域である。手続とは資料5-1-2のとおりである。

資料 5-1-2 小型無人機等飛行禁止法について



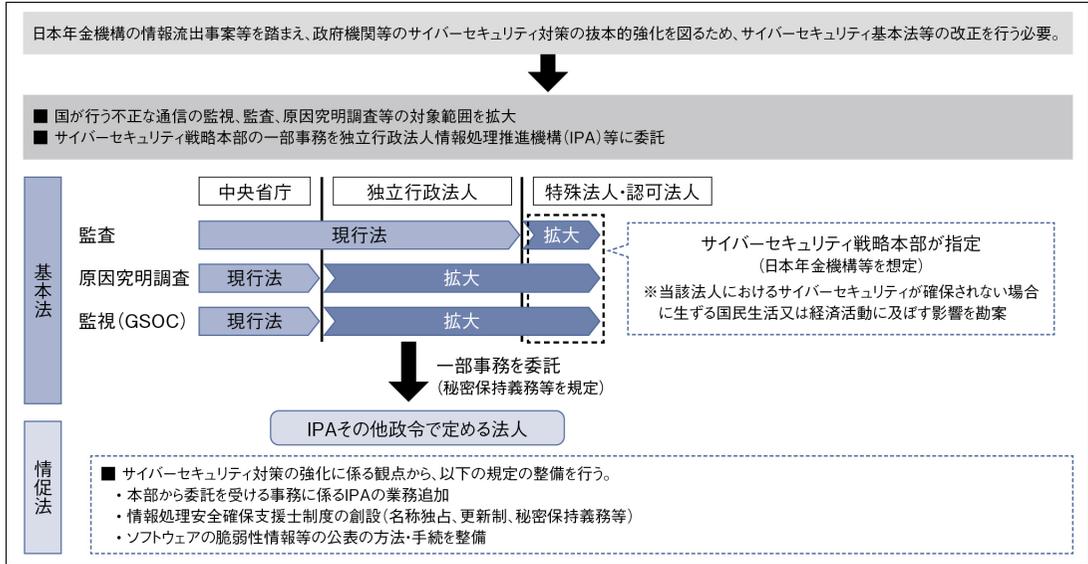
出典：対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続（警察庁、2016年）

■サイバーセキュリティ基本法・情促法律の改正

日本年金機構の情報流出事件が2015年5月に発覚し、他にも自治体等からの情報流出が発覚した。これらの事件をふまえ、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化を図るため、

サイバーセキュリティ基本法と情報処理の促進に関する法律（情促法）が改正された。改正の概要は資料5-1-3のとおりである。この資料の「現行法」部分が改正前、「拡大」部分が改正によって新たに対象となった箇所である。

資料5-1-3 サイバーセキュリティ基本法・情促法の改正



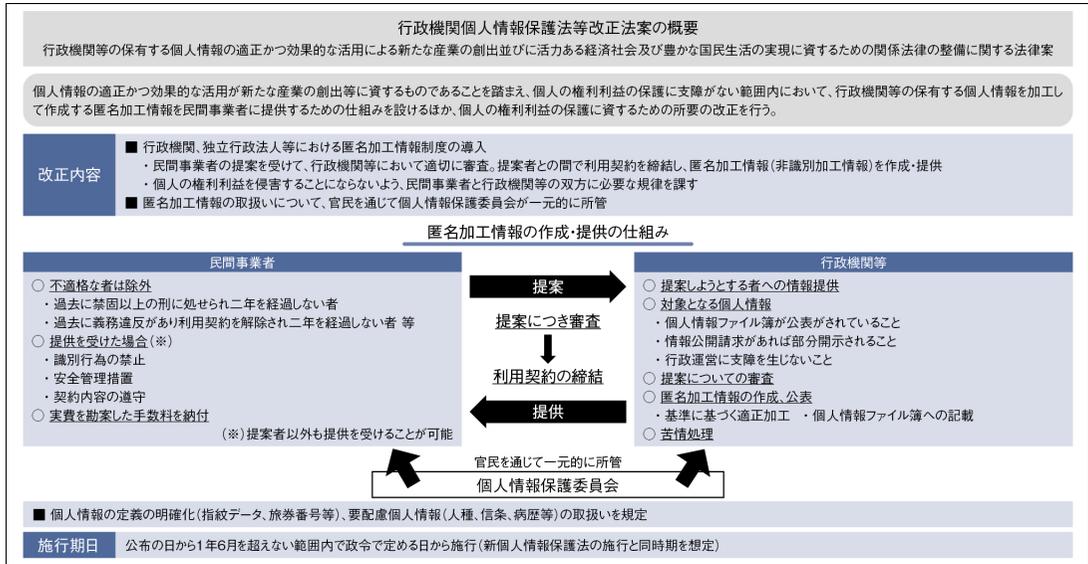
出典：サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要（内閣官房）、2016年

■ 行政機関個人情報保護法等の改正

独立行政法人等個人情報保護法も改正された。改正の具体的内容については資料5-1-4を参照されたい。

個人情報保護法の2015年改正をふまえ、それとの調和を図るため、行政機関個人情報保護法・

資料5-1-4 行政機関個人情報保護法等の改正



出典：行政機関個人情報保護法等改正法案の概要（総務省）、2016年

■銀行法等の改正

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するこ

とを目的として、銀行法等が一部改正された。改正の概要は資料5-1-5のとおりである。

資料5-1-5 銀行法等の改正

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要			
平成28年5月25日成立 6月3日公布			
金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う			
<p>金融グループにおける経営管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化 ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保 ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整 ▶ グループの法令遵守体制の整備等 	<p>共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化 持株会社による共通・重複業務の執行 ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする 子会社への業務集約の容易化 ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする グループ内の資金融通の容易化 ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する 	<p>ITの進展に伴う技術革新への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化 ▶ 決済関連事務等の受託の容易化 ○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保 ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化 ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備等 	<p>仮想通貨への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する 登録制の導入 ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入 マネロン・テロ資金供与対策規制 ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け等 利用者保護のためのルールの整備 ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備等

出典：情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要（金融庁、2016年）

■割賦販売法の改正

クレジットカードを取り扱う販売業者におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害の増加等をふまえ、FinTech企業¹の決済代行業への参入を見据えつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するために必要な措置を講じる目的による改正である。

第1に、クレジットカード情報の適切な管理等として、販売業者に対し、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正使用の防止（決済端末のIC対応化等）を義務付ける。第2に、販売業者に対する管理強化として、クレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する事業者に登録制度を設け、その契約を締結した販売業者に対する調査及び調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等を義務付ける。

第3に、FinTechの更なる参入を見据えた環境

整備として、十分な体制を有するFinTech企業も前記登録を受け、法的位置付けを獲得することを可能とするとともに、カード利用時の販売業者の書面交付義務について、電磁的方法による情報提供も可能とする。他に特定商取引法2016年改正に対応するための措置も盛り込まれている。

■結びに代えて

2016年夏以降、2014年改正個人情報保護法に関する政令（個人情報保護法施行令）が改正、個人情報保護委員会規則（個人情報保護法施行規則）が制定、政府の基本方針が一部変更されるとともに、個人情報保護委員会の複数のガイドラインが公表された。行政機関個人情報保護法等の改正に伴う政令等の整備に向けた検討作業も進められている。他方で2016年秋の臨時国会には、官民データ活用推進基本法案が提出され、審議入り

している。

2017年には、改正個人情報保護3法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法）の全面施行、番号利用法の

本格施行が控えている。さらに、2017年春の通常国会には関連法案の提出も検討されている。

これらを軸として、企業、行政機関など、国民は本格的な対応を迫られる段階となっている。

1.FinTech（フィンテック）とは、finance（金融）と technology（技術）を掛け合わせた造語。FinTech企業とはIT業界から金融業界に参入し、情報技術を活用して新しい金融サービスを開拓・提供する企業を指す。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2017年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp